

令和2年度鳥取市包括外部監査の結果に対する措置状況

事業名称	事項	担当課	詳細	措置内容	措置通知日
郵便ポスト設置に係る使用許可	意見	財産経営課	<p>●年度ごとの使用料の見直しについて</p> <p>郵便ポストについては、継続して使用されることが見込まれるため、事務の簡素化の観点から、使用期間を3年間としている。郵便ポストの使用料については、新本庁舎周辺の令和元年度の路線価をもとに3年間の使用料を計算しているが、路線価は毎年7月に発表され、毎年変動する可能性があるため、路線価変動に合わせて各年度の使用料を計算し、見直すことが望ましい。</p>	<p>路線価変動に合わせて、各年度の使用料を再計算し、令和4年1月20日に行政財産使用の許可条件の変更について通知を行いました。</p>	R4.4.20
動画広告に係る使用許可	指摘事項	財産経営課	<p>●反社会的勢力の排除条項について</p> <p>長田広告との協定書において、暴力団等反社会的勢力排除条項が設けられていなかった。鳥取県においては、「鳥取県暴力団排除条例」により、各種契約書において暴力団等反社会的勢力排除条項を設けることが努力義務化されている。特段の理由がない限り、協定書に当該条項を追加されたい。</p>	<p>令和3年12月28日付で反社会的勢力の排除の条文を加えた変更協定書を締結しました。</p>	R4.4.20